

2023年3月9日

2023年3月22日改定

2023年4月20日改定

2023年6月20日改定

2023年11月1日改定

(JIS Q 27001:2023の扱いを追記)

一般財団法人日本要員認証協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター (JRCA)

ISMS審査員資格のISO/IEC27001:2022への移行手続きのご案内

2022年10月25日にISO/IEC27001:2013が改訂され、ISO/IEC27001:2022として発行されました。当センターにご登録されているすべてのISMS審査員の皆様は、2025年10月31日までにISO/IEC27001:2022対応資格への移行手続きをお願いいたします。(※)

※2023年9月20日にJIS Q 27001:2023が発行されました。

JIS Q 27001:2023はISO/IEC27001:2022と一致した(IDT(identical))規格ですので、ISO/IEC27001:2022と同一に扱います。当センターが発行する文書中の「ISO/IEC27001:2022」、「2022年版」の記載は、「JIS Q 27001:2023」、「2023年版」と同義です。

手続きの詳細は、以下の文書に記載していますので、必ずご確認ください。

「情報セキュリティマネジメントシステム審査員 移行申請手続きの手引き (JRCA AI340付属書)」 (当センターのホームページに掲載)

1. 移行のご申請

(1)移行申請の受付開始時期：2023年4月1日

(2)移行期限：2025年10月31日

2025年10月31日までに、移行手続きが完了しなかった場合は、保有されているISMS審査員資格は失効しますので、ご注意ください。

(3)移行申請方法

- ・移行単独でのご申請のほか、維持・更新・格上げと同時に申請いただくことが可能です。なお、ISMS内部監査員資格/ISMS管理技術者資格を併せ持ちする方は、ISMS審査員資格を移行いただくことにより、保有するISMS内部監査員資格/ISMS管理技術者資格を同時に移行いたします。ISMS審査員資格と別にISMS内部監査員資格/ISMS管理技術者資格の移行手続きを行っていただく必要はありません。
- ・審査員のページから資格の維持・更新・格上げを申請いただく際、併せて移行のご申請が可能ですので(2023年6月16日よりサービス開始)、是非、電子申請をご利用ください。

なお、移行を単独で申請される場合は、電子申請をご利用いただくことができません。恐れ入りますが、単独で移行申請される書類は、郵送でのご提出をお願いいたします。

電子申請の方法は、以下の文書（当センターのホームページに掲載）をご確認ください。

- ・「審査員のページからのISMS移行申請の方法」
- ・「審査員のページ利用ガイド（JRCA AC300）」

2. 移行のための要件

ISMS 審査員の皆様は、CPD（継続的専門能力開発）を通じて改訂規格への対応結果をお示しいただく必要があります。具体的には、以下のいずれかの方法で ISO/IEC27001:2022 に関する知識を習得いただき、その実績を JRCA へご提出ください。

(1) 「ISMS 主任審査員」及び「ISMS 審査員」の場合

以下のいずれかの対応をお願いいたします。

- ①JRCA 登録 新旧規格の差分研修コースの受講
- ②IAF 加盟認定機関から認定を受けている MS 認証機関の新旧規格の差分研修の受講
- ③ISMS-AC が開催する新旧規格の差分研修の受講

(2) 「ISMS 審査員補」及び「ISMS エキスパート審査員（資格単独保有）」の場合

①～③の研修の受講のほか、ISO/IEC27001 の改訂内容の理解を示す学習レポートを提出いただくことも可能です。なお、「ISMS エキスパート審査員」と併せて「ISMS 主任審査員」又は「ISMS 審査員」に登録されている方は、前項(1)に従って対応をお願いいたします。

- ①JRCA 登録 新旧規格の差分研修コースの受講
- ②IAF 加盟認定機関から認定を受けている MS 認証機関の新旧規格の差分研修の受講
- ③ISMS-AC が開催する新旧規格の差分研修の受講
- ④ISO/IEC27001 の改訂内容の理解を示す学習レポートの提出

3. 移行にかかる費用及び通知

(1) 更新、格上げの各申請と同時に移行する場合

ISMS審査員資格の更新、格上げの各申請と同時に移行申請される場合は、移行のための追加費用はありません。移行が認められた場合は、2022年版の登録証明書及び審査員カードを発行いたします。

(2) 維持申請と同時に移行する場合

ISMS審査員資格の維持申請と同時に移行される場合も、移行のための追加費用はありません。移行が認められた場合は、2022年版への移行完了の通知を発行いたします（2022年版の登録証明書及び審査員カードは発行いたしません）。

(3) 移行のみ単独申請の場合

移行のみ単独で申請される場合は、移行申請登録料が必要となります。移行申請登録料は、「マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準」（JRCA AC220）をご参照ください。

移行が認められた場合は、2022年版への移行完了の通知を発行いたします（2022年版の登録証明書及び審査員カードは発行いたしません）。

4. その他

移行が認められた場合も、資格の有効期限日及び維持手続き期限日は、元の資格の有効期限日及び維持手続き期限日が継承され、変更はありません。

以上